

墓地使用規則

総持院霊園（墓地）

所在地 名古屋市千種区平和公園二丁目307・308番地

所有者 宗教法人 総持院

管理者 総持院住職

（目的）

第1条 本規則は総持院霊園(以下「墓地」という)の使用に当り、墓地の尊厳と秩序を維持することを目的として、使用者の守らねばならない規則を定める

（管理者）

第2条 墓地は當山住職が管理（以下「管理者」という）する

（墓地の使用条件）

第3条 1.墓地は當山檀徒に限り使用することが出来る
2.當山檀徒とは、葬儀・法要等仏事に関する一切の祭祀（典礼）を継続して當山に依嘱し、またはする人を言う

（墓所の使用者）

第4条 1.管理者は墓地内に、使用者が祭祀を行うための個別の区画を設け墓所とする
2.墓所の使用は以下一、二号の書類を提出して、當山の許可を得なくてはならない
一. 墓地使用許可願（書式 第1号）
二. 墓地使用規則同意書（書式 第2号）
3.前項の手続きにより、使用の許可を受けた場合には、當山の定める「墓所使用料」を期日までに支払わねばならない
4.前項手続きの終了したとき、當山は当該者に墓地使用許可証（書式 第3号）を交付し、当該者は使用者となる
5.墓所使用者は、一身専属であり、民法第897条1、2項に基づく承継がなされた場合に限りその使用权は移転する
6.使用者は所定の手続きにより使用許可証の交付を受け、使用が継続されている限り当該墓所を使用することができる

（墓所の使用）

第5条 1.使用者は墓石・墓標の設置、故人の焼骨埋葬等墓所本来の目的以外に使用することはできない
2.墓所の区画の変更は認めない
3.使用者は親族・縁故者の焼骨を墓所に埋葬しようとするときは所轄官庁の発行する「火埋葬許可証」を管理者に提示して行わなければならない
4.使用者は禽獣等（その焼骨を含む）を埋葬することはできない

- 5.使用者は當山の承諾を得ることなく、他人に墓所を使用させまたは他人に墓所を使用する権利を譲渡することはできない
- 6.使用者は他の墓所使用者の使用を妨害したり迷惑な行為をしてはならない
- 7.使用者は墓所及び墓石等の清掃・管理は自己の負担によりこれを行う

(護持会費)

第6条 墓所使用者は墓地の管理上の公的負担、環境保持等の費用のうち、使用者の負担すべき金額（年間費とし、管理者が定める。以下「護持会費」という）を管理者に支払わなければならない

(使用者の地位の承継)

- 第7条 1.使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者とその地位を承継して墓所の使用を継続する場合には所定の墓地使用者変更届（書式 第4号）に墓地使用許可証、新使用者の墓地使用規則同意書を添付して管理者に届け出なければならない
- 2.前項の場合當山はその承継を確認の上、新に墓地使用許可証を交付します

(使用者による返還)

- 第8条 1.使用者は以下の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を書面を以て當山に申出ると共に、直ちに墓所を原状に復し當山へ無条件かつ無償で返還しなければならない
- 一. 第7条の祭祀承継者が、墓所の使用を継続しない場合
 - 二. 墓所が不要になったとき
 - 三. 使用者が當山の檀徒でなくなる場合
- 2.前項の場合使用者は既に支払った墓所使用料及び護持会費の返還を當山に請求することはできない。但し使用料については、使用許可後 30 日以内に使用を取消し、その間に墓所に墓石等の設置、焼骨の埋葬を行っていない場合は、当該使用料より所定の手数料を差引いた金額を返還するものとする
- 3.前項の場合、使用者は当年度の護持会費に未払いあるときはこれを支払わなければならない

(使用権の消滅)

- 第9条 1.使用者が以下の各号の一に該当したときは、當山は墓所の使用許可を取消することができる
- 一. 使用者が所定の期日までに使用料を支払わなかったとき
 - 二. 使用者が當山の許可なく、他の寺院で葬儀・法要を行ったとき、及當山の檀徒でなくなったとき
- 2.使用者が以下の各号の一に該当する場合は、通知催告を要せずその使用権は当然に終了し、使用権が消滅するものとする
- 一. 絶縁または廃家となり、無縁となったとき
 - 二. 居所不明のため5年以上當山に連絡がなく、承継の申出がないとき
 - 三. 3年間護持会費が支払われなかったとき
 - 四. 第5条1、4項の規程に違反した場合

- 五. 第5条5項の規程に反して墓所を他人に使用させ又は墓所を使用する権利を他人に譲渡した場合
- 六. 第5条6項の規程に違反し當山の是正要求に応じなかった場合
- 七. その他各種法令及び本規程の条項に違反したとき

(使用権の消滅後)

- 第10条 1.第9条1項により墓所の使用が取り消された場合及び墓所の使用権が消滅した場合元使用者は墓所の墓石等の撤去、処分について當山に対し何ら異議を述べたり、損害賠償の請求をすることはできない
- 2.第9条2項の場合當山は新たな第三者に当該墓所の使用を許可できるものとする
この場合元使用者並びにその利害関係者は當山に対し異議を申出ることにはできない
- 3.第9条2項の場合その墓所に埋葬されてあった遺骨は當山の合祀墓に移して供養するものとする

(墓所の工事)

- 第11条 1.使用者は墓所に墓石の設置等の工事を行う場合は所定の工事届(書式 第5号)を當山へ提出し、工事許可証(書式 第6号)の交付を得なければならない
- 2.工事に際しては以下について特に留意しなければならない
- 一. 他の墓所使用者の行事を妨害してはならない
 - 二. 墓地及び他の墓所に勝手に変更を加えてはならない
 - 三. 墓地及び他の墓所に損傷又は損害を与えた場合は、工事中あるいは工事終了後直ちに原状に復し、損害を補償しなければならない

(その他)

- 第12条 天変地異等不可抗力・犯罪等による損害については當山はその責務を負わない
- 第13条 1.當山が墓所について、道路建設等の公的な条件や建築物の建替え等當山の運営上の必要によって使用者に対して改葬を求めたとき使用者はこれを拒むことはできない
- 2.前項の場合、當山は使用者の使用権を継続して承認するものとする
- 第14条 本規則は役員会の決議により変更することができる
- 第15条 墓地埋葬等に関する法律等現行法規が改正された場合には本規則は改正されることがある
- 付 則 本規則は平成21年6月8日より施行する

宗教法人 総持院
住 職 羽田野 建大